

第十三回国会 文部委員会 議 録 第二十一号

(七三八)

昭和二十七年五月九日(金曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延右二門君 理事甲木 保君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

理事松本 七郎君

柏原 義則君 鹿野 彦吉君

首藤 新八君 圓谷 光衛君

長野 長廣君 平島 良一君

水谷 昇君 井出 太郎君

笹森 順造君 渡部 義通君

小林 進君 浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務官(初等

中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(大

學務局長) 稻田 清助君

文化財保護委

員委員長 高橋誠一郎君

文部事務官(文

化財保護委員

森田 孝君

文部事務官(初

等中等教育局長) 内藤三郎君

庶務課長

專門員 石井 昂君

專門員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

文化財保護法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一八八号)

産業教育振興法の一部を改正する法

律案(若林義孝君外二十二名提出、

衆法第三六号)

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君
外十名提出、衆法第四〇号)
学校教育に関する件

○竹尾委員長 これより會議を開きま

す。
学校教育に関する件を議題とし、前

会の通告の残りだけにつきまして、引

続き當局に対する質疑を許します。松

本七郎君。
○松本(七)委員 昨日、主として大学

の学生運動についての大臣の御答弁中

に、学長との協議なり懇談をされ、あ

るいは中央の審議會でもつて、今度検

討されるというお話があつたのであり

ますが、これは結局、大学自体が最後

的な決定をするほかないと思つてです

が、そういう協議をされるにあつて

て文部大臣は、何か抱いておられる

構想案として、勧告なりあるいは意見

というよりな形で、提出される御意思

があるかどうか。かりにそこまでされ

ないとしても、何らか、どのようにあ

るべきかという具体的な構想をお持ち

でしたら、それを明らかにしていただ

きたいと思ひます。

○天野國務大臣 学長の意見を聞いて、それで文部省の態度をきめるといふ意味ですか。

○天野國務大臣 学長の御意見も聞き、こちらの意見も述べて、よく相談して、それで文部省の態度をきめる。

○松本(七)委員 そうすると、やはり各学校によつて、それ〴〵の方針が具体的にかわつて来るという建前を根本にされるのですか、その点についての

お考えを伺ひたい。

○天野國務大臣 ごく基本的なことに

なると、各大学全部一致するというこ

とは、もちろんあります。たとへば、

学生の政治活動をどうしようにしてい

禁止するとか、政治活動の範囲はどう

するとかというようなことは、おそら

く全部の大学の学長諸君が同じように

おきめになるけれども、それを活用す

る場合には、学長のお考えで自由にな

さると思ひます。

○竹尾委員長 次に文化財保護法の一

部を改正する法律案を議題といたし、

提出者より提案理由の説明を求めま

す。天野文部大臣。

文化財保護法の一部を改正する法

律案

文化財保護法の一部を改正する法律

第二條第二項中「第十八條第一号」を削り、同條第三項中「第十八條第八号」を削る。

第五條第二項を削る。

第八條中「五人」を「三人」に改める。

第九條第三項中「三人」を「二人」に改める。

第十一條第一項中「委員中二人」を「他の委員」に改め、同條第三項を次のように改める。

8 文部大臣は、委員中何人も所属していなかつた一の政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合には、これらの者のうち一人を、両議院の同意を経て、罷免する。

第十一條第四項中「各号」及び「員数」を削る。

第十四條第一項中「二人以上の」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 委員会の議事は、委員の過半数で決する。

第十六條の見出しを「(事務局)」に改め、同條中「事務局を置き、事務局に、その内部組織として總務部及び保存部を置く。」を「事務局を置く。」に改める。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

第十九條を次のように改める。

(事務局局長及び次長)

第十九條 委員会の事務局に事務局

長及び次長一人を置く。

文化財保護法(昭和二十五年法律

第二百四十四号)の一部を次のように

改正する。

2 事務局局長は、委員長指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

3 次長は、事務局局長を助け、事務局の事務を整理する。

第百十六條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

(この法律施行の際現に文化財保護委員會の委員である者)

2 この法律施行の際現に文化財保護委員會(以下「委員會」という。)の委員である者は、文化財保護法(以下「法」という。)第十條第一項及び第百二十條の規定にかかわらず、この法律施行の日においてその職を失ふものとする。但し、この法律施行後の委員會の委員として再任されることを妨げない。

(最初の委員の任命)

3 この法律施行後の委員會の最初の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に限り、法第九條第一項の規定にかかわらず、その後最初に召集された国会において同議院の事後の承認を得れば足りる。

4 文部大臣は、前項の規定による同議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しななければならない。

(最初の委員会の招集)

5 この法律施行後最初の委員会は、改正後の法第十四條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(最初の委員の任期)

6 この法律施行後初めて任命された委員会の委員の任期は、法第十條第一項の規定にかかわらず、最初に委員長職務を代理する委員とされた者については二年、最初に委員長となつた者及び最初にその職務を代理する委員とされた者以外の者については一年とする。

○天野國務大臣 ただいま上程になりました文化財保護法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明申し上げます。

文化財保護法は、文化財保護の重要な使命にかんがみまして、昭和二十五年第七国会において、国会みずからの御発案によつて通過成立したものであります。その任務の重要性に照しまして、文化財保護委員会という行政委員会をしてその行政上の責任を負わしめていることは、申し上げるまでもないことである。

今回の政府全般を通じて行政機構の改革にあたりまして、文化財保護行政の特殊性に基きまして、文化財保護委員会は存続することになったのであります。ただ内部的に、この委員会に關し左の諸点について機構の簡素化を行うことに相なつた次第であります。

すなわち、第一に、文化財保護委員会の委員の数は、現在五人であります。これを三人に減少いたしましたことあります。

第二には、事務局の総務部、保存部の二部制を廃止して次長制とし、機構の簡素化をはかりました次第であります。

第三には、右に伴つて所要の規定の整備を行うこととありますが、特に現在の五人の委員は、この法律施行の日において失職することとし、新委員は、新たに任命することとしたのであります。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 本法案に對しまする質疑は次会に譲ることといたします。

○竹尾委員長 次に、産業教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑があればこれを許します。

○松本(七)委員 議事進行で、ちよつと委員長にお伺いしておきたいのですが、参議院の方では、何か特例法、それから教育委員会法が上つておるといふことです。こういうのを、議題にはまだ上つておらないようですが、衆議院でこれをどういふふうになさるのか。すみやかにする必要がある性質のものじゃないかと思つたのですが、委員長の御意見をお伺いいたします。

○竹尾委員長 すみやかにこちらに上程できるように、とりはからりたいと思つております。

○松本(七)委員 いづごろになりますか。

○竹尾委員長 できるだけ早くいたしたいと思つた。

それでは産業教育振興法について質疑を願います。

○松本(七)委員 産業教育振興法ができてから、今日までの実情を少し知らせていただきたい。

○若林委員 私、議員として承知いたしておるだけのことを御説明いたします。あとは文部当局から御説明を聞いていただければいいと思つてあります。

○松本(七)委員 各地方に産業教育審議会ができておるのであります。これは非常に急速にできたところでもあります。できないところもあるわけでありまして、大阪のごときは、この間私行つて参りましたが、その人選に悩んでおるようでありまして、おそろくこの審議会の状況と、中央における審議会の活動状況が、産業教育振興法の実施状況であらうと思つてあります。この点と、その審議会の意見に基いて六億六千万の補助費が地方に配分されておると思つてあります。その配分状況その他につきましても、文部当局からひとつ詳しく御聴取願いたいと思つた。

○松本(七)委員 それは文部当局から伺うことにいたしました。提案理由の説明のときに、「収益予算を過大に見積られる結果、教育上幾多の弊害を見つた」と御説明があつたのです。が、どういふ具体的な弊害例があるか……。

○若林委員 たとえてみますと、農産物の学校の他に、おきまして、農産物の処分その他についての点において、その予算面の過不足が、自然を相手のであります。それから工業方面その他におきまして、世の中の産業一般の影響を、やはり学校の実習において

も受けるわけでありまして、そういうことを意味しておるわけでありまして、

○松本(七)委員 それが特に教育上の多くの弊害というものは、どういふ意味でしようか。

○若林委員 学校といたしましては、そういう特別の勤務に關係のある学生生徒たちが居残りをした場合、相當の措置を講ずることが、従来の慣習としてもあるわけでありまして、そういう事柄が十分行い得ないような実情にある。あるいは設備その他におきまして、予算面が圧縮されるために、十分の設備が行えない。これは畜産關係の科目に關係しております実情を見ました私といたしまして、でき得る限りならば設備をして行かなければならぬ、それがその予算面の圧縮という点によつて行えない、この実情を私ははつきりに見て來ておるのであります。

○松本(七)委員 実習をやつた場合に、その実習の結果これだけの収益が予想されるからこれだけの報酬をやる、そういう行き方をするのである。その点ちよつと今そういうふうに関えたのですが……。

○若林委員 これは地方々々におきまして、県庁その他の公共機關を相手のことでありますから、地方々々によつてその成立と慣習によつて異なつておるようであります。だから、非常な理解のあるところであれば、さほど弊害はないのでありますけれども、しかし本則としては、とにかくあつた収益は全部予算外の——学校においては、その支出の中に入れることは絶対できないのでありますから、収益とみなさ

れるために、全部吸い上げられることになつております。しかしその強い弱いの程度は、地方によつて、また理解のあるところとないところで、非常な相違のあることだけは察知できるのであります。

○竹尾委員長 ほかにどなたかございせんか。

○浦口委員 大臣にちよつとお尋ねいたしておきます。この産業教育振興法に關連したことであります。私の聞くところでは、産業技術教育の振興をはかるために、大臣の諮問機關として各界の学識経験者を集めた技術教育協議会というものができて、これによつて産業技術の技術者を指導養成する機關を強化する、こういう答申案がまゝとつて文部大臣あて意見が具申されたことを聞いております。大体その構想は、いわゆるサンドウィッチ・システムと申します。従来もあつたのであります。一定の理論を勉強した後には大學から実務について、また元の學部に歸つて來ていろいろ理論をきかせる。これがいわゆるサンドウィッチ・システムといわれておるわけでありまして、それを答申案によつて大臣は御研究せられたと思つたのですが、それについて御意見を承つておきたいと思つた。

○天野國務大臣 私は、元來そういうようなやり方に、非常に賛成なんでございます。大學を出た者が一定の実務について、そしてその実務によつて生きた問題をとらえて再び學校に歸つて研究をするというふうな、広い意味の再教育といつてもいいでしょうが、そういうことを日本の教育界においてもつと大いに盛んにしなければいけない

学年の短縮というようなことをしてもいい。たとえば、ジュニア・コース——短期大学を出た者などが、一ぺん実務についてまた歸つてやる。そうでありまさんと、実際のことと理論というものが離れてしまつて、うまく続かないのです。それで、もし一ぺん実務について者がやるということになれば、非常ないいと思つております。一例をあげれば、銀行なんかでも、銀行の実務を知つた者が、また歸つて、経済学の勉強をするということになりますと、非常に違つて来るというように考へて、その趣旨には非常に賛成でございます。

も、そのことで話をしたのですが、秋村課長はアメリカに行つて來られて、たいへんアメリカのそういうシステムを研究されておりますが、日本においても一部にはこれが実施されておることを、われ／＼承知しておるのです。

産業教育振興法が、いわゆる画期的な單行法として、われ／＼も立法の一部に参加したわけではありますが、その実をあげるについても、こうしたサンドウィッチ・システムをいわゆる恒久化、正常化するということが、非常に急速を要するのではないか、こういうことが考えられるのでありますが、ことが恒久化するという方向に文部省として強く推進されるお気持ちが現在具体的にあるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○浦口委員 ただいまの質問に、いま一つ統一してお尋ねしておきます。関連いたしておりますからお尋ねするわけでありませう。われ／＼専門的知識は詳しく持つていないわけですが、御承知のデンマークの畜産農業振興についての高等国民学校といふものか、あの組織については、大臣も御承知と思いますが、今農業、とりわけ畜産農業が、日本の経済的再建に非常に重要であるということは、これは申し上げるまでもないと思ひます。終戦後の日本の農業政策は、ともすると食糧の面は、具体的にいへば、アメリカのような

日本は工業国に生くべきでないかといふような論が大分盛んであつたのであるが、一昨年の朝鮮事變以来の国際情勢により、どうしても食糧の自給ということが非常に大事になつて参つております。それは申し上げるまでもない

いことでありますが、根本問題は農地の問題とかいろいろ出て参ります。が、何と申しましても、現在ある耕地を極度に効率化するということで、私は教育の面が非常に大事だと思います。農村が今新らしい一つの試みをするという場合におきましても、従来の大体の農民の考え方は、非常に姑息な考えが多いいということも、これは農業そのものが、一年に一回の勝負と申します。か、もしこれがしくじると、人生の成りを二十年なら二十年と見ると、二十

ま一つは、終戦後、大臣も並にゆる樹
会にお話になつておりますように、青
少年の前途に對する希望が非常に薄
い、あるいは職業そのものに對して、
将来に希望が持つてないというふう
な面からも、道義の類廢の大きな原
因になつておるのでありますから、ど
うしても學說と実地を密接に生かして
行くという面から、デンマーク式の、
いわゆる普通の中学を出ましたあと、
三年間実地した者でなければ高等學校
の入学資格を得られない、こういうう
ふな措置が講ぜられることによつて、
この産業教育振興法は、農業の面だけ

局として今後具体的な施策の両面で、積極的に研究を実際にお進めいただきたいと思うわけですが、その点に對して大臣のお考えを承りたい。

○天野國務大臣　そういう考え方につ

従来しばしば述べて来ておることは、私は非常に賛成であることはいふまでもない。従来は、ただ日本の今の學校の体系から申しますと、中学を出て三年なら三年実務に従事した者でなければ高等學校には入れぬということには、できな
 いと思うのであります。そうでなく
 て、高等學校をもつと考へる必要が
 ある。それを農業の學校などでも、
 地方にあつた學校をみな大學とし
 まつた。これは私は一つの方針とし
 どうかという疑問を持つております。

成しなければならぬ。それには農業高等
学校というふうなもの——現在高等学
校は三年ですが、これは四年でもいいが、
し、場合によれば五年でもいいが、そ
こを出たら、郷里で自分で実際に百姓
をする人間、そういう者をもつとつく
ることが非常に必要だというふうに自
分も思っております。そういう点に
は、文部省としてもつと力を注ぎたい
と思いますが、デスマークのようなこ
とは、今の日本の学校体系と合わない
ところがありますから、少くも私はそ
れをただちにやろうという考えはござ
いません。ナレども、一般にいって、

味を持つて——いわゆる出世主義でやつて、どういふ位置にいても満足しない、上に／＼行かなければいけないというような考えで教育をやつて行つてはいけぬ。従来の教育にはそういうものがある。自づからいふと、位置

でも満足しない。たとえばイギリスとかでは、書記であつても、その書記の位置にブライドを持つて、自分がやうからこういうふうになりつぱにできるという考え方があつて、思ふのです。そして、その思想をもつて日本で養つて、地主にとどまつて自分で農業をやる。しかしその農業は、學問とか教養とかを身につけた人がやるというふうなことによつて、今お話のやうな点に進んで行けるのではないか、そういう考え方でやります。

して来るわけですが、いわゆる上の学校を出なければいゝ位置につけない。また高い位置につかなければ給料が上らぬ。こういうことから、その職に確信を持ち、自信を持ち、安定していることが必要だと大臣が言われましたも、やはりそこに裏づけになる待遇が伴つて行かなければならないということ、これは官吏の任用組織そのものにも非常に影響があるわけですが、やはり根本は教育の内容によると思ひます。法文学系などが盛んになることは、非常にけっこうなことでありまして、今おつしやるように、実際の仕

そふといふような結果が出て参りました。その結果が学生の健全なる思想に一つの暗影を投ずることになると思ふのです。デスマークなどの農業の例へ引きましても、非常に学理的に、非常に

ら、しかもブラウを使つて烟を起さなければその学理通りに仕事ができる、というところに行つてこそ、大学教員もほんとうに実り、また学生の動向いうものも非常におちつきを示すのではないか、こう考えられるわけです。産業教育振興法のより実効をあげるという意味合いにおいても、これは強に、すみやかにそうした研究を文部としてお進めいただきたいとお願いしておく次第であります。

○渡部委員　産業教育振興法の改正

が、これは大体十分にやつて行けるのだという見通しのもとに論議が進められたのであります。ところがこの改正案を見ますと、経費が非常に不足なので、実習から生ずる収益を予算外にそれだけ増額する形のものにかえて行く、これによつて必要な経費等をまかなうことにならうという点にあるようでありますが、この方式こそ、最近一般にとられていて、また一般にそうせざるを得ない状態にまで押し込められている、教育費の当然国庫ないし公共団体が負担すべきものを、父兄なり児童なりに負わせてしまふところのやり方が含まれていてと思うのです。ちやうど義務教育費が、当然全額国家が負担すべきであるのに、義務教育費の三分の一がその父兄によつて実質上負担せしめられている。税金を出した上に、さらに憲法の保障しているところの義務教育費をも、父兄が自分の経費によつて主として又やらなければならぬやうなところまで落されていくわけでありますが、そういう形がここに私は出ていると思う。この点について、立案者はどういうふうにか考へたのか、あるいは学校当局の方ではこれをどういうふうに見ているか、両方から意見を聞きたいと思ひます。

○若林委員 これはただいま渡部委員から御質問になりましたが、意味で改正したのではないのであります。大体設備その他については、根本的に国家が三分の一補助を與へますところの産業教育補助でまかない、また地方におきましてはその二倍の額をもつてこれに充てるといふ、この原則はかわりはないのであります。この第三條の二を設けました理由のものは、実験、実

習の意欲を阻害しないようにというところに主眼があるものであります。他の予算その他については、根幹は、本則としては国家の補助または地方団体の当然の支出でまかなふものであります。今度の改正の主眼点は、全然そこにはないのであります。それから教育全般のことに關しては、渡部委員の仰せられますことはある。全体として、いまだ少く国家が、予算が許すならば、十分にこれをまかなつて行くという、この趣旨には異論はないのであります。けれども、今度改正したのは決してそれだけを目的にねらうのではなくして、実験、実習の意欲を熱意を、よりこれに集中し得るやうにしたい、ここに主眼があると御説明いたしましたのであります。

○渡部委員 しかし、実験実習により生ずる収益を、実験実習に要する経費あるいは厚生費に用いるというのであります。産業教育がほんとうの意味でなされるためには、義務教育及びそれ以上にとつた時期までは、基本的な科学といふものを、もつと体系的に深めて行かなければならぬ。それが基礎的なもので、そこから新しい技術に應ずるやうな学生が養成される。しかし産業教育振興法のあり方を見ると、地方の産業と結びついて云々というやうなことでもうたれておる。そういうことの結果、これは結局学生の勤勞奉仕的な役割を、将来持たせられるに違ひないといふやうな憂ひを當時も述べておつたわけでありましたが、実験実習が工場等との関連で行われるやうなことになるやうと、これは明らかに生徒動員的なもので、生徒の搾取によつて、資本家は非常にもうかるけれども、学

生はその犠牲を背負わなければならないといふことにならうのであつて、従つて青少年に対する收養が無制限に行われる憂ひがあるわけでありまして、この点どういふやうに考へられますか。

○若林委員 渡部委員の御懸念になることは、もしもそういうやうな目的で使へば、あるいは御心配になるやうな結果が起ると思ふのであります。けれども、現在の基本的人権を認められ、また何者にも拘束せられない校長、文部大臣の監督をさへも受けることのない地位に置かれておられます校長を中心として教育が行われておるのであります。また、教育委員会の支配を受けるではないかと云われるかも知れませんが、それは俸給その他については、相當の支配を受けるかも知れませんが、絶対と思はれるやうな校長の庇護のもとに教育せられておられますので、現在の組織におきましては、そういうやうな御懸念はないと思ひます。

○渡部委員 そうではなくて、現在重大なことは、実験実習をする場合の施設、設備といふものが、至るところで崩壊し、あるいは初めからないといふやうな学校が非常に多いのです。これは去年東北の視察においても、はつきり示されたやうに、県立の高等実業学校が、大きなそばん一つとタイプライター一つしかないといふやうな状態もあるやうな、こういうやうな状態のもとにおいて実験実習が行われなければならぬとすれば、当然これらは他の工場に出かけて行つて、そこでこの実験実習を行つて結果にならざるを得ない、現になつておる。その場合、この実験の収益を、その学校

あるいは学校と関連する工場との関係において使用するといふことになれば、学生たちはこゝで單なる生徒的な勤勞者になり、しかも非常に低賃金で收養される勤勞者にならざるを得ない、こういう危険性がある。現に東北で行われているのです。こういう点を一体どうするの。

○若林委員 そういうやうな懸念を防止するために、この法案の改正をもくろんでおられるわけありますから、私はそういうやうな弊害は起らないやうな方向に、今進んでおると思つております。それがやりやすいやうに、防止しやすいやうに、この法案を立案しておるのでありますから、ほかの方の御質問に對しては、あまり賛成はしかねるのでありますけれども、ただいまのあなたの御発言に對しては、全幅的に賛成の方向でこれは立案されております。

○渡部委員 現に東京都内において、学校の経費が非常に少いために、生徒たちが砲彈の包装をやつておるといふやうなところもあるわけあります。こういうやうなところがあり、しかも今申し上げたやうに、至るところで資料、資料といふものが学習実験のためにないものだから、それで工場に行かなければならぬ危険性があるわけでありまして、だから、当然これは実験問題として、工場との関係で考へられて来るわけでありまして、そこに生徒たちの收養といふ問題が起るのだ。その根本は産業教育というやうなことを強調しながらも、実際の全体の方角としては、そつちに行かざるを得ないやうな情勢に置かれており、また再軍備等が強化されて、戰時的な態勢が進

行して来るに従つて、生徒動員的な空氣が私は必ず出て来ると思ふ。ここにやはり教育上の根本的な問題としての財政問題が出て来るのであり、その財政の根本を立て直す方法としての政治全体の問題が出て来る。そういう政治全体の問題が解決されることなくして、この枝葉末節な方法をとるところに、先ほど申し上げましたやうに、義務教育費の三分の一を父兄が負担しなければならぬやうな状態が起きているのと同じ線を歩いている法案だと、私は考へざるを得ないのであります。これは立案者以外に、当局としてこういう危険性についてどういふやうに考へられるか、お聞きしたい。

○田中政府委員 お話の点は、まことに私もさういふやうな、いろいろ實際に工場等に出て働いて、それが搾取されるやうなことのありますことは、まことに遺憾でありまして、さういふことのないやうに、十分留意したいと思つております。

○渡部委員 どういうふうにするので

○田中政府委員 それらの収益、成果等については、学生等をそれ／＼作業をさせますための、十分それらの適切な待遇のできるやうな、あるいは働くことができるやうな方面に使用いたしますとか、あるいはその厚生のためにその費用を使ひますとか、いろいろ方法はあると考へて、さういふにしたいと思つております。

○渡部委員 私の言つてゐるのは、地方の実業家、つまり工場との関係で、生徒たちが学習実験をそこにおいて行ふといふ場合を考慮して言つてゐるわけですから、こういう場合に、資本家の方

としますと、これは学生として学習実
験に來ているものだから、賃金ともい
えないような、もちろん賃金とはい
えないのです。きわめて少額なり、手
当的なものでいいと考えて、そうなり
ますと、生徒自身が資本家に極度に収
奪されることになるわけ、この点を
どういうふうにかつて防くかという問題、一
方学校として、学校の勤務の結果
の一部を必要とするということになり
ますと、生徒の立場はますます、收奪を
強化されるという位置に置かれるわけ
で、これをどういうふうにして具体的
に防くかということが、問題になつて
來ると思つておられます。

○田中政府委員 それらは、実験実習
等のためにやつておるのですから、そ
の実験実習が、最も教育的にその目的
を達するよう方面に向けてもらいた
い、こういうことでよく指導もし、見
て行きたいと思つておられます。

○渡部委員 生産物は資本家の手に入
るのですよ、そうでしよう。

○岡(延)委員 実は渡部君がそういう
ことをおつしやいますけれども、これ
はもろもろ國家なり、あるいは学校を
設立しているところの地方自治団体
が、その費用の全部を持つて機械設備
等を完備し得るならば、何らわれ／＼
は苦勞はいらない。しかし、それがな
かなかできない現段階なんです。そこ
で、学校当局が工場にお願いしている
のですよ。じやまになる場合が多いの
です。実験実習がでる得るという工
場の近辺にある学校は恵まれておる。そ
う考へなくてはならぬ。全然逆なん
です。共産党はもう少し考へ方がおか
しい。そういう点當局はどう思ひます

か。私はよく聞いておられます。かえつ
てある場合にはじやまになる、これが
りつばな製品をつくり出し得るわけ
ではないのです。またその設備を借りて
勉強しているのですから、全然これは
話の逆である。そうでなければ、今後
非常に運営に困る。そんなことを国会
で言うようなら、これは渡部君であつ
ても、共産党であつても国会議員で
すから、国会議員がそういうことをい
うのなら、われ／＼はじやまになるか
ら貸してやらぬぞというところになつ
ては困る。これはちやうどわれ／＼の考
えておることと逆になる。當局はどう
考へておられますか。

○竹尾委員 渡部委員に対する答弁
を先にして、あとに岡委員に対する答
弁をお願いいたします。

○田中政府委員 大体いろいろ御心配
の点もありませんけれども、ともかく実
験実習のために参つて、そしてその結
果は、それは生産物は会社に入るかも
しれませんけれども、しかしその価格
等については、費用としてこれを金に
かえて支出することはできるわけであ
りますから、その目的に合致するよう
に、できるだけ教育の効果を上げるよ
うに使用してもらふことはできると思
ひます。

それから、ただいま岡委員からのお
話であります。確かに学校の都合に
よつて、しかも会社方面で、この産業
教育の上に理解を持つて、協力をする
というふうな立場でやつてくださるの
であります。たゞ／＼實際問題とし
ては相当御迷惑をかけることもありま
しょうし、またいろいろな点で、不自
由を忍んでもやつてくださるという協
力的なことも相当あります。またそ

れだけの気持で協力をしていただくこ
とによつて、ほんとうにこの教育の目
的を達することができると考へており
ます。

○浦口委員 今実験実習の問題が出ま
したので、これに関連してひとつ文部
省の意向を聞いておきたい。それは工
場などに実地指導をしてもらいに学校
から学生をやる場合に、これはいろいろ
な場合がある。たとえば、休暇
中にアルバイトというふうな形で実験
実習を工場に委託する、こういう場合
があります。あるいは學業の途中にお
いて、実習時間として炭坑の坑道の中
に入つて研究をするとか、あるいは工
場へその時間一日とか三時間とかとい
うわけで、授業の中の一環として工場
へ行くとか、こういうふうな二つの場
合が出て参ります。その場合、事故が
起きたときに、その事故に対する責任
というものが非常に不明確です。それ
で学校といたしまして、実習した場合
に、炭坑の坑道へ行つた場合に、万
一のことがあつたらどうする、けが人が
出たような場合に一体どちらが責任を
持つて具体的などういうふうな補償す
るかということが、非常に不明確なた
めに、実習上非常に支障を來してお
る、こういう面があるのではありません
か、その面について、文部省としては
具体的にどういうふうにお考えになつ
ておるか。

○田中政府委員 それらの場合には、
ことに長期になりますと、労働災害補
償の問題にも関連をいたして参るので
あります。それで、労働省方面とも実
は折衝いたしておりますけれども、ま
だはつきりした結論は出ておりません
しかし、そういうふうな場合において

は、ことに学校の直接の授業の延長と
してやつておるような場合には、なお
さら学校としても相当関係が深いわけ
でありますから、それらの責任等につ
いては、十分私は考へなければならぬ
のじやないかと思つておられます。

○浦口委員 今までにそういう事実が
あつて、何か学校当局から、文部省の
方にその処置について指示を受けると
か、意見を聞いて来たというふうな例
はございませんか。

○田中政府委員 まだ、そういう場合
は承知しておらぬようでございます。

○松本(七)委員 先ほど、局長がお見
えになる前に質問しておつたのですが、
この法律ができてから、今日までいろ
いろ実施した経験から、行政府として
こういう点をどういうふうにした方が
いいという御意見がありましたら、お
答えをお願いしたいと思います。

○田中政府委員 産業教育振興法が施
行になりましたから、御承知のようにな
中央、地方に審議会をつくることにな
つております。それで地方におきまし
ては、教員を除きますが、ただいま
すでにできております。地方におきま
しては、地方審議会をつくりまして、
ただいままで總會を開きますこと、こ
の数日前で十一回に及んでおります。
なお、中央の審議会には、三つの部会
をつくりまして、基礎部会、学校に
ついては中学校の部会、なお教員養成
に關しまして教育養成に關する部会等
をつくりまして、それ／＼審議をいた
しておるのであります。すでに基準
部会においては、設置基準について一
応の成案を得ました。中学校部会にお
きまして、ただいまかなり具体的な
各教科等にわたつて審査をいたしてお
りまして、これも速からず成案を得て

答申があることを考へております。な
お將來の問題として、教育養成に關す
る検討をいたすことになつておりま
す。

それから、なお本年度から初めて交
付いたします補助金等につきまして
は、かね／＼私どもの方において配分
基準についていろいろ検討を加えまし
て、すでにその方針を各府県に内示を
いたしまして、四月三十日まで、地方
から申請をしてもらうことになつてお
ります。すでに大分期日も縮切りより
経過いたしておりますが、相当各府県
からの申請が遅れておりますので、た
だいま督促をいたしまして、出そろつ
た上で、それ／＼の府県への配分等も
きめ、あらかじめ用意した方針につ
とつて、効率的に使用してもらふよう
に処置いたしたいと、ただいませつか
く準備中でございます。

○浦口委員 いま一つだけお尋ねして
おきます。実はこれは産業教育振興法
ができる前から、私この委員会で文
部大臣にお尋ねしたわけでありまし
て、学区制の問題であります。これは
産業教育振興法の実施の効果を上げる
意味においても、まず／＼この学区制
の片寄りと申しますか、いわゆる総合
制の行過ぎというものをこの際正す
るよう、文部省として、そうした片
寄りのある地方の教育委員会に対し
て、積極的な御指示をされるお氣持が
あるかどうか、その点お尋ねいたした
と思ひます。実はせつかく商業なら
商業の、従来のいわゆる旧制商業学校
としての完全な設備を持つてゐるもの
が、いわゆる総合制ということが一部
に強行されました結果、これがやは
り普通の高校になりまして、せつかくの設

なるお考えを持たれておるか、まずこの二つをお伺いいたします。

○**稲田政府委員** 御指摘の第一の、大学の産業教育関係の施設の現状及びこれに対する対策の点でございますが、御指摘の通り、今日の各大学の技術教育関係の施設が、決して十分でないのでございます。われ／＼といたしましても、この点を痛感いたしておりますが、新しい大学ができましたから、設備等につきましては、まず第一に従来の専門学校等の施設を利用いたしましたために、一般にこの一般教育関係の施設が充実していなかつたので、その辺に重点を置いて参つたのでございますが、大学の性質及び今後の産業に資するというような観点から、御指摘のような農場、牧場あるいは練習船、あるいは工場等については、今後十分力をいたしたいと考えております。それについて予算を要求いたします資料

的に必要な資料を得たいと思ひまして、いろいろ農場関係者、あるいは牧場関係者、それ／＼の施設の関係者等に、先般來時折りお集りいただきまして、それからの基準というものをまず第一作成に努めております。これらの科学的な資料ができれば、それを根拠といたしまして、今後予算編成の場合に、十分考慮して参りたいと考えております。

第二の高台地利用の点につきましては、まことにけつこうな御教示を得ましたわけで、これらを學校の教育に利用し、また同時に産業に需與するといふ点につきましては、十分に研究いたしたいと考えております。

○長野委員　それからもう一つは、わが国の南部地帯　たとえば四国、九州

す。これをひとつ大学において、今回の産業教育振興と関連をいたしまして、特別施設として、あるいは共同実習地等として、ガラス・ハウスをこしらえて――夏はいいのですが、春秋及び冬の不足する温熱を、適當な方法を加えて、もつて熱帯、亜熱帯の、ほんとうに生々たる農産物を出すということは、今後非常に重視すべきではあるまいか、かように考えるのであります。これをひとつ産業教育及び大学の施設の中に、この際至急に施設をせられるように御努力を願いたいと思います。

も一つは、すでに柑橘、トマト、メロンのごときは、どん／＼つくつておるのでありますが、これらも大いに改善を加えて行く上において、大学及び産業教育指導の面におきまして、特に文部省においてこの点を重視いたしまして、遺憾なき発展を遂げられるようにしていただきたいと思います。いかがでございますか。

○**稲田政府委員** 御指摘のごとく、全国に配置いたしております各大学の学部につきましては、それ／＼の教育及び研究の特色を生かすことが、及びまた地方の要請に即することが、基本方針であると考えております。これらについては、従来とも学長、学部長の方々とも、それ／＼の学部の特色はどちらとも、

○竹屋委員長 小林道君
○小林(進)委員 提案者に御質問いたしたくないか」と呼ぶ者あり。私は産業教育振興法の提案者の一人に加わつておるのでありますけれども、一部改正案の内容を拜見いたしました。実はこの内容の将来に根本的に重大な影響があるかと思ひますので、いささか時間を拜借して、特にお伺ひいたしたいと思ひます。提案者の説明の中に「現在これに対する予算は、一般にきつて不十分であるばかりでなく」云々

かくこれを収益をあげて、学校の自由
にまかせて、そして生徒の労働意欲を
そそるといふようなことが題材になつ
ておるようであります。この問題に
関連いたしましたして、まず私は、一体こ
うしたことが現在の職業教育の経験から
ながめて、学校当局、理事者の方で
は、どういふようなお考えを持つてお

それからいま一つは、今度は学生生徒の側で、こうした処置をとられることを、一体どういうぐあいに考へてつておるか。

御賛成になつておるばかりではなく、提出者であります。そのときの御提案の理由はどのような氣持であつたか、それを私の方から承るることによつて、答弁にかなへたいと思ひます。

○小林(進)委員　その提案のときと、かすに時間と、歳月がございます。この歴史の経過をながめまして、經驗を積んだ今日の、いわゆる学校の空氣を、今提案者に承つておるのであります。どうかひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○若林義典 その当時の学校側の要請と並びに生徒側の気持をます／＼強化されたのみでありまして、その意味において、改正案を早急に出すべきだといいう気持で、これはむしろ小林委員の御氣持が含まれておつた前の原案を復讐いたしたのでありまして、謝辞を述べていただく以外、かくのごとき質問があるとは思わなかつたのであります。

○小林 運 委員 私も、その後の研究並びに調査に基きますと、大学の実習は別にいたしましたが、高等学校など、実情を省見して歩きますと、これは第三者の立場であります。けれども、少し労働を強化されているのではないかと、という感じが、しばしば受けて来ているのであります。実は提案当時の気持

は若干重複をしておるかと思いますが、この点を、私は提案者からいまいち断明確に承りたいと思います。

○若林委員　ただいまの小林委員の御発言は、非常に同感を表する箇所があるのですが、私たちも実績があるのでございますが、私たちも実績を見て参りまして、この労働の強化をの他は、少額といえども、その実験練習から上ります収益を、その実験実習の設備その他に充当することによつてこれが補われて行く。なお説明の中にも書いてありましたように、衣服、食糧その他についても、不十分なものも備へて行つて、その不足を建築費として

から熱意を持たせ得るようにして行く、これがその目的なのでございまして、先ほど小林委員は、まだおいでになっておりませんでしたが、渡邊委員から、この方向が勤労奉仕的の、前の学徒勤員のようなことに使われ、おそれがあるのではないかというような御質問も出たのでありますが、そ

御懸念になつておると思うのであります。すけれども、これは先ほどやはり渡委員にお答えをしたのであります。が文部大臣の監督も及ばぬくらい強い権限を持った校長が、これに自分の魂をぶち込んで行く。この校長の疵下にある生徒のことでございます。

に生徒を従事せしむるということば、教育という面に重点を置いております学校としては、とるべき態度ではないかと思ひます。これはこの産業教育振興法とは別な観点に立つて、教育基本法というようなものによつて、校長が良心的に行くべきものではないか、こう思うのであります。その校長が良心に教育意欲に燃えて行くのに行きやすいために、この改正案を再び持ち出したわけでありますから、その点は小委員会が前に非常な熱意を持つてこの産業教育振興法を御提出になりました。きの氣勢を、私たちが本しておるの

○小林(達)委員　政治は現実でござい
ますから、やはりかすに年月をもつて
すれば、現実に基づいて思想もかわり
ますし、また別な思想も生れて来るの
ありますから、あまり提案当時の気
を言われぬことをお願いいたします
とにかく私は、教育といたしまし

行く一つの進み方、これは確かにあ
ていといと思ひます。またこれは世界
教育に見られることでございます
ら、けつこうでございます。もち
ん、こういう働くことを前提として
き上る学校は、これは私学であつて
最初からそういうことを予定した学

はよろしいけれども、そういうシステムを、産業関係の学校ということで、全般的にこれをやることに、相当考へる余地があるのじやないか。一つのモデル・スクールとしてやつてみる、こういう段階ではないかという気がするのです。そういうことで、われわれはやはりその利益の点のみならず、よつて生ずる弊害の点もこの際十分考慮して、大事をとる必要があるというところを痛感するのでありますが、今の御説明によれば、もつぱら校長の良心に基いてやる、そしてその根拠をなすものには教育基本法があるではないか、こうおつしやるのであります。しかし、その校長の良心なるものを、実は私は非常に全般的にまだ信頼ができません、やはり実施をした場合には、その学校よりぬきんで、自分の学校の産業設備を優秀にしたいという競争心が、まず校長に出て参ります。なるべくその学校よりは自分の学校が特別に利益を上げたいという一つの競争心がわいて参ります。そういう他校にすぐれたという校長の競争心なり名譽心なり、そういうことが、ひいては生徒に労働を強化したり、あるいはさつき渡部君が何を言つたか知りませんが、雇傭だの、労働の收奪だのというような言葉で表現するのではありませんが、実施した現実の場合に、校長の良心が一つの競争心なり、他校よりもすぐれたというようないろいろの形から、どうしても無理な利益を上げ、無理な労働を強いるような弊害が出て来るのではないかと、このことを私はおそれるのであります。願わくばこれをいまいし研究材料とし

て、モデル・スクールの範圍にとどめておく。そして結果良好と見て、全般的に産業教育に及ぼして行くというような方法はどうかというところが、考へられるのでありますが、これに對する提案者の考へ方を承りたいと思ひます。

○若林委員 私たち提案者の気持といふたしましては、これを別に強制していいのではないのであります。使わなければならぬというのではないのであります。使うことができないということになります。返そうと思へば、お返しになつていいのです。

それから競争意欲といふますけれども、校長は会社の社長、工場長ではない、教育といふことを完全に行うところ初めに校長の競争意欲は出て来る。ただ収益にのみ重点を置くというものは、これは校長にあらずして、工場長だろと私たちは思うのであります。そういう意味において、良識ある校長を信頼するにあらずして、これは、このことばかりではありますまい、学校教育全体をまかすわけには行かない。こう思うのであります。この法律は別に強制的なものではない、まして、いかにいふまでもできる自由を與えてある。今までのように、上つた収益は全部県なりあるいは設置者である市なりがこれを吸ひ上げてしまふということは、実験実習に對する熱意を喪失せしめるというやうな事柄も考慮されるのでありますから、その自由なる立場を與える、こゝういふ意味でこの法案を設けた次第であります。

○小林(進)委員 校長は工場長ではないといふことは、抽象的には言ひ得るのであります。私は実施した實際の面で、そういう形が出て来るのではないかと、いふことを非常に懸念してゐる。今お伺ひしたわけでありまして、具体的なそれに対する御説明のないのはなほ遺憾に思ひます。

いま一つ私の疑問といふたしますのは、やはり官立、公立の学校で、予算が不足して経営が非常に苦しいといふことは、これは一般の学校と産業教育の学校と、それほどの懸隔があるわけではないのであります。みんな同じく困つておる。そうすると、将来産業教育に關する学校だけは、そうした自分の収入によつて設備をまかなつて行くが、一般の学校にはそういう特別の収入がないから並行して進み得ない。同じく官立ないし公立の学校で、そうした一つの矛盾が出て来るのではないかと。その不均衡を一体どういふふうにして是正せられる御意向であるか、そういうこともあわせてお伺ひしたい。

○若林委員 これは特別の課程でありますから、特別のいふゆる努力というものがあるわけでありまして、普通課程においては、普通の弁当だけでいいかもしれない。それから夏、夜おそくまで、もし田畑などすき、くわを持つて耕したならば、より以上おなかのすくことは認められると考へるのであります。それを普通のものからパンその他を補うというわけには行かぬから、職業課程によつて受けるところのものからパンなどを出してやるというやうなことは、當然考へられるべきものだ、こゝう思うのであります。

それから設備その他一般について、これは普通の、国家が補助の対象といたしておりますので、設備は行われると考へるのであります。ただ、実験実習など特殊性のあるものから得るところのものでありますから、それを充実して行く意味において、その収益をこれに充てる。より以上上つたからといつて、そのものに特別に必要の配給物といふべきか、ものを與へる必要はないけれども、もしできれば、よければ仕事をやるのならば、そのよければ実験実習に従事する作業衣その他は学校として補給してやるというやうなことはやる。そういうものを設置したから、それでは商業課程のものから、そろばんをやるときによければ、何か手のところにこれもこれもしらえたらいいじやないかといふやうな説が出て来るかもしれないけれども、それはその方の課程で、またその収益が上るようになれば、それでやつてもいいですけれども、一般的に普通のリベラル・コースのものに違つて、特殊の職業課程には、実験実習から上る収益の中からこれに充當して行くといふことは、決して不均衡なものではない。余分のものを與えて行くといふやうなことは、これは償むべきことだと思ひ、またさういふやうなことはなからう。またそれほどの収益は、学生の実験実習からは上るまい、こゝう私たちは思つております。

○岡谷委員 文部大臣が稻田局長のどちらでもよろこびますが、産業教育法案のわれわれ提案者の一人ですが、産業教育振興費の分配について、われわれの提案したときの意思といふへんがわつた分配の仕方をしているのではありません。當時これは二分の一以上補給するといふことを明記してあつたのでありますが、二分の一補給といふわけをはずりきめれば、つまり施設の悪い貧弱な学校に對しては困る。わくをきめな

い方がいいじやないかといふことで、このわくをきめなかつたのです。ところが三分の一を補給するといふことを文部省で通牒をしたというが、これは一体文部省の意思でやつたのか、大蔵省の圧迫を受けてやつたのか、どちらかといふことをお聞きしたいのが一点。

第二は、大体十億を今年とるといふことは、これは常識でもきまつた問題です。ところが、御承知の通り六億六千万円ばかり出なかつたのです。そこで四億近くまで残つておると思うのですが、この問題は、一応自由党の決議できめたものです。これが本予算に出なかつたことは、いまさら返らぬことであつたが、今度の補正予算にこれを計上するお見込みでありますかといふのが第二点。

第三番には、聞くところによれば、この産業教育振興費の各学校への分配ですが、一定水準以下の施設しか持たない学校に對しては配給しないという方針を、文部省がとつておるということであるが、これははたして事実であるか。こうなると、先ほど私が申し上げたやうに、教育の機会均等が失われる。施設の悪いところには、この分配が行かないといふことになりまされば、これはわれわれの立法したところの意思に反することになるのですが、この三点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○田中政府委員 ただいま御質問の一点と三点とは、私からお答へするのが適當だと思ひます。御承知のように、從來大蔵省の動かない方針としては、義務教育については、大体二分の一補

助ということを言っております。その他については三分の一というほどと鐵則のように従来大蔵省が守つて来ている方針がございまして、この産業教育の補助につきましても、文部省としては二分の一を何とかしたいというところで種々折衝をいたしました結果、結果において大蔵省の方針に従つたということになつたわけでございます。

それから第三点につきましては、確かにお話のように一定水準を基準として今回補助をいたすことに準備をいたしました。それは教育効果の早急に上げ得るものに限られた予算をもつて、しかも当面産業教育をなるべく有効に早くその効果を上げよう、重点的にやろうということで、一定のそこから割出した標準をもつて今回配分基準といたしておるのでございます。しかしこの点については、先ほどもお答えをいたしましたのでございますが、一応私どもとしては、全国的に各地方に一般の方針としてこれを示しておりますので、大体その根本方針がかわらない範囲においては、個々具体の場合において、地方において相当考へて決定をしていただくべく、私どもも考へておるのでございまして、特にしばしば聞きま

とを、実は期待いたしておるわけでございます。

○國谷委員 いま一点、予算の問題……

○田中政府委員 なお補正予算の問題につきましても、他にもいろいろ事項がございまして、それら全般の問題とあわせて、将来検討いたしたいと考えております。

○國谷委員 私の聞いたのは、一般でないのです。この十億円を出すということは、大蔵大臣は聞かなかつたのですが、党の三役は了承したのです。ところがあの通りになつたのです。しかし今度の九月ごろ開かれる臨時国会には、補正として残額だけはあくまで産業教育の方にとりたいのですが、文部省でそれを提案するかどうかということとを聞いたのです。それを出しますか、補正予算に計上して……

○田中政府委員 私どもとしては、御趣旨を体してできるだけ努めたいと思つております。

○國谷委員 文部委員と連絡して出してください。それからさつきの三分の一では実際困難というのですが、産業教育を担当している方々から、それな

ら三分の一の起債を認めて出していただきたいということであるのです。文部省の方では、それを何とか三分の一、三分の一、地方、三分の一、起債といふのはやはり地方財政にならざるが、その三分の一の起債の方はどうなりますか、それを伺いた

○田中政府委員 大体当初考へておりました線に近い起債の額の通達を、地方財政委員会から得ておりますので、

御期待に沿ひ得るのではないかと思つておるのであります。

○國谷委員 それは間違ひありませんか。地財委というところは、なかなかやつかないところですから、よほど注意しないとなつた大抵期待できるだらうというのですが、私の方も大分地財委には申し入れておりますが、大抵間違ひございせんか、私はこれで了承いたします。

○田中政府委員 いろいろ国庫負担法その他の問題とも関連しておりましたものか、おかげさまで非常にいい結果の通達を、確かに私の目に見たのでございまして、公文書で参りましたから、間違ひございせん。

○竹尾委員 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたしておきます。

○竹尾委員 次に、義務教育費国庫負担法案を議題といたし、質疑を行います。小林信一君。

○小林信一 委員 委員長にあらかじめお伺いいたしますが、いろいろ法律がこうたくさん出て来て、どれだけどういうふうに審議するのか、どれが先になるのか、ちよつとわからないのであります。義務教育費国庫負担法の方

も急がれておるようだし、今の産業教育振興法の改正も急がれておるようですが、大体委員長としては、今のところどの法律を最も急がれておるのか、ちよつとお伺いしたい。

○竹尾委員 どの法律も、実は急いでおるのですけれども、大体きょうはこ

ういうような上程の順序をそろえておるようですが、いろいろその日の政府委員の出席の関係や、その他によりまして、日程の順序を変更する場合の

あることは、御承知の通りでありまして、義務教育費国庫負担法案を初め、どの法律も一樣に早く委員会を通したい、こ

ういふ気持であります。

○小林(信)委員 委員長とすれば、そういう点は非常に御心配になつておられると思うのですが、やはり委員長も人間である以上、御自分の提案してい

る国庫負担法に頭が向いておるのじやないかと思ふのです。これは委員長は非常に御苦勞されておつて、私たちが相当感謝しておりますし、また何とかして、私たちがせひとも協力して、この法律は内容を充実して通したいと考えておるのですが、またそちらにすわ

つておられる若林委員からすれば、この産業教育振興法は前から非常な御努力な

りなもので、自由党内部の実情を推しはかつて、まことに済まぬわけですが、それ

の立場から非常にお急ぎになつておられるのですが、また私たちの立場からすると、ここに政府提案になつております教育委員会法等の一部を改正する法律案、これも急いで

いるのじやないかと思はれておるのです。そういう点、委員長は御承知になつておられますか。

○竹尾委員 十分承知しております。承知し過ぎるほど承知しておるつもりでございます。ただ国庫負担法に私が非常に熱心であるというお言葉でござい

ましたけれども、私は委員諸君その他関係者の気持を、私自身が体してやるという結果になりますので、特にこの法案に対しては私自身だけが熱心であるというふうなことはございせんので、どの法案に対しても、私は自分の責任を十分果たしたい、こ

ういふ気持でやつておるのでございまして、この点

はどうぞ誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○小林(信)委員 承知いたしました。ところがこの教育委員会法等の一部改正の法律案は、内容を見ますと、最初の方はそんなに急ぐこともないよう

ですが、一番最後の「教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する」という條項があるので

す。これはたしかこの十日をもつて期限が切れることになるのです。それがやはり附則第四項から第六項までの規定中のところで一年を延期するとい

うな形になるのです。これは明日に控えてい

ますが、委員長の方では、これはどういふふうに御処置なさいますか。

○竹尾委員 その点につきましては、私自身も実は非常に頭を悩ましておりまして、せつ

かつ小林委員の御期待に沿ふようにはからいたしたいと思つてはおる次第であります。十分

きまえております。

ちよつと小林君にお願いいたしますが、あなたが一番先に発言をされるその理由は、文部大臣が非常に急いでおられるから、そういうことで一番最初にお願

いしたわけですから、文部大臣に対する質疑を先にお願

いたしたいと思ひます。

○小林(信)委員 ただいまのお話はよく了解いたしました。その問題はそれでありますが、とにかく明日のことであるから、明日の委員会は必ずお

開きになると思ひますが、そういう意味で、文部大臣が急ぎになつてお

られるので、ひとつお伺いいたします。

この義務教育費国庫負担法の問題については、私お聞きしたいことがたくさんあるのですが、特に大臣にこの際お伺いしたいのは、今こちらへ全国の——全国のといつても、非常に弱い力を持つておられる方たちでありまして、この中にも書いてございます養護教諭の方たちなんですが、昨日実は文部委員長をおたずねになつたのです、おるすだつた。きょうここに来ていただいているので、ちょうどこの問題が上つたのですから、大臣にも、提案者にもお伺いしたいと思つておつたわけがあります。

私たちは、この法律案を検討いたします。つきましては、いろいろ資料がほしくなるのです。ことに今の養護教諭等の問題につきましては、ただ教員

教に含まれているというようなことで漠然としておりますが、どれくらい含まれているのか、また今後この養護教員に對しては、提案される方たちはどういう考えでえられるか、そういう点も実はお伺いしたいと思つておりますが、さしあたつて、提案者ではないか、非常に關係を持つておられる大臣にお聞きしたいのです。皆さんとすれば、各学校に養護教諭を置くことは必然的なものであつて、欠くべからざるものであるが、学校教育法の内容からして、必ずしも置かなくてもいいというような意味があるので、財政的な面から、これが必ず設置されるということになつていない。しかし、現状からすれば、どうしても置いていたきたい。そうしないと、この人たちが十分にその機能を發揮することができないというふうなところもあるのです。従来、私たちがもそういう経験があるので、このの

養護教諭の人たちは、自分たちはりっぱに教育の一環として働いているにもかかわらず、前からの慣習で、生徒からは学校看護婦さんというふうな気持ちでもつて扱われて、その教育的目的が達せられない、こういう点にも非常に遺憾な点があるのですが、しかし現在の実情からいえば、学校の中では一般の教員と同じような使命を持つておるのです。これに対して、大臣はどういうふうにお考えになつておられるかを伺いたいと思います。要は、私たちの希望するところは、あの学校教育法が修正されて、そうして必ず学校に一名置くというようなことが要望されるかどうか。また提案者の方は、どういう考えでおられるか、あわせてお答え願いたいと思います。

○天野國務大臣 この養護教員の方々の責務というふうなものは、戦前とは非常に考え方がかわつて来て、教育者として、教諭という職責を持つておられるのですから、ただいま御心配の上

うなことは、だん／＼解消して行く、現に改まつて来ておると私は思つております。ただ、一校に一人必ず置くるかといふと、これは今度の義務教育費国庫負担法が通れば、その基礎の計算において千人に一人ということになつておりますから、普通の小学校なら千人の生徒はあると思うので、一校に一人は必ず置くようになるのではないかと考えております。

○小林(信)委員 千人に一人で大体一校に一人というお話ですが、地方には千人以上という学校はあまりないので、ことに中学校と小学校にわけましたから、私どもの県あたりでは、大方千人以下です。もちろんこれが割振ら

れますから、千人以下でも設置されるような学校もあると思いますが、しかしそういう程度でこの問題をお考へになんかつておられると、せつかくこういう数をとられるような法律をつくりまして、それに漏れる学校があつてもやむを得ないというようなことで、不遇な学校はそのまま放置されるわけなんです。だから私は、もう一息のことですから、積極的に大臣も御努力を願いたい、こうお願いしてこの程度でおきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

提案者の方は、先ほど申しました点でお答へ願いたいと思います。

○若林委員　御趣旨は同感でございます。本義務教育費国庫負担法は、提案理由の説明にもありましたように、大体现在のすべての教育費算定基準を中

心といたしまして立案いたしましたのであります。これでいわゆる橋頭堡を築きまして、將來、今御発言になりましたような趣旨に向つて進んで行くべきだ、こういうように思つておるのであります。

ります。

○小林(僧)委員 この法律が日の目を見るということは、提案者ばかりでではなくして、教育に関係する者すべてが、期待しておつたところであります。かつて標準義務教育費確保に関する法律というよりなものが出かかつて、これが流産に終つたような悲しい思いをした過去を考えてみますしても、これが出たことは非常に喜びな

ですが、しかし……。

〔発言する者あり〕

○竹尾委員長 御静謐に願います。

○小林(信)委員 現状を維持するといふようなことでなくして、今まで困難であつたものをこの際解決してやる。

ただ看護教員に限らず、産前、産後の教員、これは名目はうたつてありますけれども、なか／＼地方では、これがうたわれておる通りに実施されておらないために、非常な不満があるのであります。各県の教育委員会は、この補充教員を確保するのに、どれくらい苦勞しておるかわからないのです。これもやはりこの機会に考えてもらわなければ、この問題を解決することはむずかしいと思いますから、そういう点もけつきりしていただきたいと思うのです。この研修あるいは事故、病氣といふふうなもので網羅しておられる、

とは、非常にいいのですが、單に表現だけであつて、こういう内容があるというだけでは、どつちかといふと、誠意のないものになつてしまふの

ですから、提案者におきましてはもう少し……。

〔発言する者あり〕

○竹尾委員長　御静肅に願います。

○小林（信）委員　数字等を明白にして

もう一つお聞きしておきたいことは、小学校一・二坪、中学校一・四六坪という基準が出ておるのですが、これは私と小林進委員と東北地方等で非常要請されておつた問題で、すけれども、従来雨天体操場は補助対象から除外されておつて、積雪避難所というふうなことで、辛うじて多少の恩恵を受けていたのですが、こういう問題がこ

の中に含められておるかどうか、お伺いいたします。

○若林委員　前段の方の御質疑に対しては、われ／＼も同感でありまして、その実現に努力をいたしておるののでありますが、先ほども申し上げまし

たように、まず今年度においては、最低というところのねらいで、現在の算定基準を中心にしたのでありますけれども、しかしながら、この法案によります算定で行きますと、一万四千の増員が見込まれておる計算になるののでありますから、一步半か二歩くらいの前進にはなるだろうと思うのであります。

それから坪数のことに関しましては、御要望のものは、この中に含めて計算を出しておるのであります。御重知をおき願います。

○小林(信)委員　そうすると、これは

従来のものよりも一歩も前進しない
いうことになるわけです。結局その内
容は〇・二坪ふえただけのことになる
わけですが、これではたして現在の〇・

般の要望にこたえられるかどうか。こ
ういう点は問題が非常に大きくなるの
で、こまかい数字を詳しく出してい
だいた上で私は検討いたしたいと思
うのですが、きょうはこの程度で終りま

す。

○内藤説明員 それでは私から御説明申します。一・一と一・四六の中には、先ほどの雨天体操場、中学校の場合、特別教室が含まれておりますので、いづれ数字をもちまして御説明申し上げます。

○小林(信)委員 今課長さんの方から話があつたのですが、できるだけ教室を詳しく説明していただきたいと思つて

のです。委員諸君も、反対の人は一人もないのですから、できるだけその内容等をお知らせ願つて、納得の行くような協力をさせていただきたいと思ひます。

それから委員長にお願いいたしますが、どうか明日も委員会を開いていただきたいと思ひます。そうしないと、私は委員の責任としてこの法律の問題が心配なんです。この法律をどうするか、さもないれば、私はこの際委員長にお考えを願ひたい。この法律を明日可決できなかつたら、あとどうするか、こういうことになるわけなんです。もしこれがなくなつたら、文部省ではどうするのですか、この法律が明日までにできなかつた場合にはどうするのですか。(文部省はどうもできない。と呼ぶ者あり) どうもできないといつても、五月十日までの期限があつて、初めて今日一つの制度が実行されておる。ところが九月十日までというなら、十一日からは何によるのか、そういう問題があるわけです。

○竹尾委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和二十七年五月十四日印刷

昭和二十七年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁